# [墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査] へのご協力のお願い

皆様には、日頃より区政にご理解とご協力をいたたぎ、誠にありがとうございます。

墨田区では、「子どもと親と地域が共に育ち、世代を結ぶまち すみだ」を基本理念とした「墨田区次世代育成支援行動計画」に基づき、様々な子育て施策や事業を推進しております。このたび、より一層安心して子どもを生み育てられるまちづくりをめざし、平成27年度における「子ども・子育て支援新制度」の開始に向け、「(仮称)墨田区子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。計画の策定にあたり、皆様にお子さんの教育・保育事業の利用状況等をお聞きするとともに、地域子育て支援の充実など、今後の区の子育て施策等に関してご意見・ご要望をおうかがいする調査を実施いたします。

つきましては、ご多忙のことと存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 25 年 10 月

墨田区長 山崎 昇

# ご記入される前にお読みください

- 1 この調査は、住民基本台帳の中から、小学校就学前のお子さんをお持ちの保護者の方 2,000 人を無作為に抽出しています(基準日:平成25年10月1日)。また、無記名の調 査となっているため、個人が特定されることはありません。
- 2 お答えいただいた内容は、今回の調査の目的以外には使用しません。
- 3 封筒の宛名のお子さんについてお答えください。
- 4 回答は、できる限りお子さんの保護者の方がご記入ください。なお、設問中、「あなた」とは、調査に回答される方を表します。
- 5 回答には、選択肢の番号に〇印を付けていただく場合と、数字を記入していただく場合があります。また、「1つに〇」、「あてはまるものすべてに〇」など、選ぶ数が設問によって異なりますので、注意書きに従ってください。「その他」を選択した場合は、その後にある()内に具体的な内容を記入してください。
- 6 ご記入後は、調査票を同封の返信用封筒に入れ、平成 25 年 11 月1日(金)までにお近くの郵便ポストへご投函ください。切手は必要ありません。

この調査に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

墨田区 福祉保健部 子育て支援担当 子育て計画課 子育て計画担当

電 話:03-5608-6084 FAX:03-5608-6404

Eメール:KOSODATE@city.sumida.lg.jp

\*お電話でのお問合せは、月~金曜日の午前8時半から午後5時15分までにお願いいたします。



# 調査にお答えになる際、サービス内容がわからない方はご覧ください。

平成 25 年 10 月現在

各事業の説明(各事業は保育料・利用料金がかかります。詳しくは区のホームページをご覧ください。)

# 認可保育所(園)

国が定める最低基準に適合した施設で、都の認可を受けた定員20人以上の施設です。区内には公立23園、公設民営6園、私立18園あります(預かれる年齢と人数は保育園によって異なります)。保護者が就労や病気などの理由で、家庭で常時保育できない場合に、保護者に代わって保育するところで、対象者は区内に住所がある生後43日から小学校就学前までの集団保育可能なお子さんです。

## 認証保育所

東京都が独自に基準を定めて認証した保育所で、区内に14園あります。認証保育所では0歳児保育、13時間以上の開所を行っています。申し込みは直接認証保育所で行います。保育料は認証保育所によって異なります。(区は利用条件によって認証保育所利用者の負担軽減を行っています。)

# 家庭的保育(保育ママ)

生後6週間以上3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労等により家庭で保育が出来ない場合に、保護者に代わって区が認定した家庭的保育者の自宅等で保育を行います。

### 小規模な保育施設

国が定める最低基準に適合した施設で、区が認可した定員が概ね6~19人の保育施設です。 墨田区では複数の家庭的保育者が保育所と連携して保育を行うグループ型小規模保育室(グループ型小規模保育室「ぶどうの木」、グループ型小規模保育室「八広ぶどうの木」(平成25年11月1日開設予定))があります。

## 幼稚園

幼稚園は、小学校就学前までの児童を対象に教育をするところです。区内には区立(4・5歳児が対象)が7園、 私立(3・4・5歳児が対象)が8園あります。園によって就園時間を延長した預かり保育も行っています。

#### 認定こども園

幼稚園と保育園の機能を両方もっている施設で、保護者が働いているか、いないかに関わらず利用できる施設です。子育て相談や親子のつどいの場も提供しています。墨田区では現在、認定こども園の整備については未定です。

### その他の認可外保育施設

認可保育所以外の子どもを預かる施設(保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む)の総称です。サービス内容や利用料は保育施設によって異なります。

# ファミリー・サポート・センター

子育てのお手伝いをしたい人(協力会員)と、お手伝いを頼みたい人(依頼会員)がそれぞれファミリーサポートの会員となり、地域で子育ての助け合いを有償で行うものです。具体的には保育園・幼稚園・小学校・学童クラブなどの送迎と預かり、保護者が買い物等で外出する時、保護者が病気や急用の時、生後 43 日から6か月末満の乳幼児の保育及び見守りなどの援助があります。

# 事業所内保育施設

企業内または事業所の近辺に用意された、育児中の従業員向けの託児施設のことです。サービス内容や利用料は保育施設によって異なります。

# 病後児保育施設

やむを得ない事情により、家庭で育児を行うことが困難な場合に、医師が病後児保育可能と認めたお子さんを一時的に保育園でお預かりします。墨田区では私立わらべみどり保育園で実施しています。

### 定期利用保育

保護者の就労又は公共職業訓練等に通うにあたり一定程度継続的な保育が必要なお子さんをお預かりする制度です。墨田区内では両国子育てひろば保育室、ベタニヤホームおひさま保育室で実施しています。

### 一時保育・一時預かり

保護者が冠婚葬祭等の所用で外出したり、育児負担を軽減したい場合等に、お子さんを一時的にお預かりする制度です。墨田区内ではあおやぎ保育園、横川さくら保育園、押上保育園、こひつじ保育園、わらべみどり保育園、すみだ子どもサロン、一部の認証保育所、一部の児童館で実施しています。

### 墨田区訪問型保育支援事業 すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」

区が要請・認定した子育でサポーターまたは病後児サポーターがご自宅を訪問し、家庭での保育を支援する制度で、3つの事業があります。

- ・在宅子育てママ救急ショートサポート
  - 小学校就学前のお子さんを自宅で保育している方が体調不良や通院等で保育できないとき。
- ・訪問型病後児(軽症病児)保育
  - 保育園や幼稚園等に在籍しているお子さんが病気等の回復期にあり、通園できないとき。
- ・緊急預かり
- 冠婚葬祭や急な出張等により、小学校修了前のお子さんを、早朝、夜間に保育できないとき。

